

## 日本家禽学会功労賞受賞候補者選考規程

(趣 旨)

第 1 条 日本家禽学会細則第 3 条の(1)の規定による受賞候補者（以下候補者という）の選考は、この規程に定めるところによる。

(候補者の選考)

第 2 条 候補者の選考はおおむね 8 名の委員により構成される受賞候補者選考委員会が行う。委員会は委員互選による委員長が主宰し、選考の経過ならびにその結果を会長に報告するものとする。

(候補者数)

第 3 条 第 2 条の選考委員会は、年に表彰する数は 2～3 名を限度として選考するものとする。

附 則

この規程は 1978 年 4 月 1 日から施行する。